

国勢調査令の一部を改正する政令参照条文

目次

○国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）（抄）	1
○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）	9
○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	10
○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）	10
○民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）（抄）	11
○郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）（抄）	13

○国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）（抄）

（趣旨）

第一条 統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）第五条第二項の規定により行う国勢調査（以下単に「国勢調査」という。）に関しては、この政令の定めるところによる。

（調査時）

第三条 国勢調査は、これを実施する年（以下「調査年」という。）の十月一日午前零時（以下「調査時」という。）現在によつて行う。

（調査の対象）

第四条 国勢調査については、法第五条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 調査時において本邦（総務省令で定める島を除く。以下同じ。）にある者で、本邦にある期間が引き続き三月以上にわたることとなるもの
  - 二 本邦に生活の本拠を有する者（前号に掲げる者及び調査時において本邦外にある者（船舶に乗り組んでい  
る者を除く。）で本邦外にある期間が引き続き三月以上にわたることとなるものを除く。）
  - 三 本邦の港を發し、途中本邦の港以外の港に寄港しないで本邦の港に入った船舶（調査時において本邦の港  
にある船舶又は調査時後五日以内に本邦の港に入った船舶に限る。）に乗り組んでいる者（前二号に掲げる  
者及び本邦外に生活の本拠を有する者を除く。）
- 2 次に掲げる者は、前項に規定する者に含まれないものとする。
- 一 日本国政府が接受する外国政府の外交使節団又は領事機関の構成員並びに条約又は国際慣行により外交使  
節と同様の特権及び免除を受ける者であつて、日本国民でないもの（以下「外交官等」という。）、外交官  
等と同一の世帯に属する家族の構成員並びに外交官等の個人的使用人で日本国民でないもの
  - 二 日本国政府の承認した外国政府又は国際機関の公務に従事する者で日本国民でないもの及びその者と同一  
の世帯に属する家族の構成員（前号に掲げる者を除く。）

（調査事項）

第五条 国勢調査は、次に掲げる事項（法第五条第二項ただし書の規定により行う国勢調査にあつては、第一号  
り及びヨに掲げる事項を除く。以下「調査事項」という。）を調査する。

- 一 世帯員に関する事項

- イ 氏名
- ロ 男女の別
- ハ 出生の年月
- ニ 世帯主との続柄
- ホ 配偶の関係
- ヘ 国籍
- ト 現在の住居における居住期間
- チ 五年前の住居の所在地
- リ 在学、卒業等教育の状況
- ヌ 就業状態
- ル 所属の事業所の名称及び事業の種類
- ヲ 仕事の種類
- ワ 従業上の地位
- カ 従業地又は通学地
- ヨ 従業地又は通学地までの利用交通手段
- 二 世帯に関する事項
  - イ 世帯の種類
  - ロ 世帯員の数
  - ハ 住居の種類
  - ニ 住宅の建て方

(国勢調査指導員及び国勢調査員)

第六条 国勢調査の事務に従事させるため、法第十四条に規定する統計調査員として、国勢調査指導員及び国勢調査員を置く。

2 国勢調査指導員及び国勢調査員は、総務大臣が任命する。

3 国勢調査員の担当地域は、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）が、第八条第一項の規定により設定し、又は同条第二項の規定により修正した調査区の区域ごとに、指定するものとする。

4 国勢調査指導員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、国勢調査員に対する指導、調査票及び総務省令で定める調査関係書類（以下「調査関係書類」という。）の検査その他これらに附帯する事務を行う。

5 国勢調査員は、市町村長の調査実施上の指導及び国勢調査指導員の指導を受けて、その担当地域内にある世

帯に係る識別符号（総務大臣が世帯を識別するために付した符号をいう。第九条第一項第一号及び第十条第三項第一号において同じ。）を記載した書類の配布、調査票の配布、収集及び記入並びに調査関係書類の作成その他これらに附帯する事務を行う。

6 特別の事情により、国勢調査員が前項の事務の一部を行うことができなるときは、市町村長の定めるところにより、国勢調査指導員が当該事務を行うものとする。

（調査区の設定及び修正）

第八条 市町村長は、調査年の前年の十月一日現在により、総務省令で定める基準により当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域を区分して調査区を設定するものとする。

2 市町村長は、前項の規定により設定した調査区について、調査時まで市町村の境界変更が行われた場合又は調査時まで生じた総務省令で定める事由により調査区の修正を要すると認める場合には、速やかにこれを修正するものとする。

3 前二項に規定するもののほか、調査区の設定及び修正に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（調査の方法）

第九条 国勢調査は、調査年の九月十四日から十月二十日までの期間内において、次に掲げるいずれかの方法により行う。

一 国勢調査員又は第六条第六項の規定により同条第五項の事務の一部を行う国勢調査指導員（以下「国勢調査員等」という。）が識別符号を記載した書類を世帯ごとに配布し、及び総務大臣が世帯員又は世帯主若しくは世帯の代表者に準ずる者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて当該識別符号を用いて送信された調査事項に係る情報を総務大臣の使用に係る電子計算機において受信する方法

二 国勢調査員等が調査票を世帯ごとに配布し、及び当該調査年の十月一日から同月二十日までの期間内において収集する方法

三 国勢調査員等が調査票を世帯ごとに配布し、及び当該調査年の十月一日から同月二十日までの期間内において総務大臣が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（次条第三項第三号において「郵便等」という。）により当該調査票の提出を受ける方法

2 世帯員の不在等の事由により前項各号に掲げる方法による調査を行うことができなときは、国勢調査員等

が同項第二号に規定する期間内において第五条第一号イ及びロ並びに第二号ロに掲げる事項を当該世帯の世帯員以外の者に質問し、これに基づいて調査票に記入する方法により国勢調査を行うことができる。

3 前二項に規定するもののほか、調査票の様式その他調査の方法に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(報告の義務及び方法)

第十条 国勢調査に当たっては、調査事項のうち、第五条第一号に掲げる事項については世帯員が、同条第二号に掲げる事項については世帯主又は世帯の代表者が、それぞれ報告しなければならない。

2 世帯主、世帯の代表者又はこれらに準ずる者は、前項の規定により報告すべき者に代わつて当該報告を行うことができる。

3 前二項の規定による報告は、次の各号に掲げる国勢調査の方法の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

一 前条第一項第一号に掲げる方法 世帯員又は世帯主若しくは世帯の代表者に準ずる者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて総務大臣の使用に係る電子計算機に識別符号を用いて調査事項に係る情報を送信する方法

二 前条第一項第二号に掲げる方法 第五条第二号イ及びニに掲げる事項について国勢調査員等の質問に答え、その他の調査事項について調査票に記入し、及び国勢調査員等による当該調査票の取集に応じる方法

三 前条第一項第三号に掲げる方法 第五条第二号イ及びニに掲げる事項について国勢調査員等の質問に答え、その他の調査事項について調査票に記入し、及び当該調査票を総務大臣に郵便等により提出する方法

(未調査等の場合の措置)

第十一条 第四条に規定する者(以下この条において「調査対象者」という。)について、第九条第一項各号に掲げる方法による調査が行われなかつたとき、又は同項各号に掲げる方法による調査が重複して行われたときは、当該調査対象者を構成員とする世帯の世帯主、世帯の代表者又はこれらに準ずる者は、その旨を総務省令で定める期限までに、市町村長に届け出なければならない。

2 前項の規定により調査が行われなかつた旨の届出があつた場合には、市町村長は、当該届出に係る調査対象者について、総務省令で定める期限までに、第九条第一項又は第二項に規定する方法による調査を国勢調査員等に行わせなければならない。

(調査の期間等の変更)

第十一条の二 市町村長は、天災その他避けることのできない事故により第九条第一項各号列記以外の部分に規

定する期間又は前条第二項の期限までの間に国勢調査を行うことが困難な場合には、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告があつたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

3 総務大臣は、前項の規定による報告があつたときは、対象となる地域を指定して、第九条第一項各号列記以外の部分並びに同項第二号及び第三号に規定する期間又は前条各項の期限（次項において「調査の期間等」という。）を変更することができる。

4 総務大臣は、前項の規定により調査の期間等を変更したときは、直ちに、対象となる地域及び変更後の調査の期間等を告示しなければならない。

（調査票の審査、提出等）

第十二条 国勢調査員等は、市町村長に対し、その定める期限までに、当該国勢調査員等が第十条第三項第二号の規定により取集し、又は第九条第二項の規定により記入した調査票及び当該国勢調査員等が作成した調査関係書類を提出しなければならない。

2 総務大臣は、第十条第三項第三号の規定により調査票を提出した世帯の住居が所在する市町村の長に対し、速やかに、当該調査票を送付しなければならない。

3 市町村長は、その定める期限までに、第一項の規定により国勢調査員等から提出された調査票及び調査関係書類並びに前項の規定により総務大臣から送付された調査票の検査を国勢調査指導員に行わせなければならない。

4 市町村長は、前項の規定により国勢調査指導員が検査した調査票を審査し、当該調査票に必要な事項を記入するとともに、都道府県知事に対し、その定める期限までに、当該調査票を送付しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により市町村長から送付された調査票を二次的に審査するとともに、総務大臣に対し、その定める期限までに、当該調査票を提出しなければならない。

（事務の委託）

第十二条の三 総務大臣は、次に掲げる施設の区域を区域とする調査区について、第六条第五項の規定により国勢調査員が行うこととされている事務を当該施設を管理し、又は運営する法人その他の団体に委託して行うことができる。

- 一 共同住宅又は長屋
- 二 学校等に在学している者が通学のために宿泊している寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設

- 三 社会福祉施設（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項に規定する社会福祉事業に係る施設をいう。）その他これに類する施設で総務省令で定めるもの（入所により利用されるものに限る。）
- 四 病院又は診療所
- 五 船舶
- 二 総務大臣は、第十条第三項第三号の規定により調査票の提出を受ける事務及び第十二条第二項の規定により調査票を送付する事務を民間事業者に委託して行うことができる。
- 三 前二項の場合においては、総務大臣は、国勢調査の結果知られた秘密の漏えいの危険を防止するため、秘密の保護に関する事項を定めた契約の締結その他必要な措置を講じなければならぬ。
- 四 第一項の場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六条第三項	国勢調査員		第十二条の三第一項の規定により総務大臣から国勢調査員が行うこととされている第五項の事務を委託された同条第一項各号に掲げる施設を管理し、又は運営する法人その他の団体（以下「委託管理団体」という。）
	第八条第一項	区域ごとに、指定するものとす	当該委託管理団体が管理し、又は運営する施設の区域を区域として、第八条第一項区域とする
第六条第四項及び第五項	国勢調査員	委託管理団体	
	市町村長	市町村長の意見を聴いて総務大臣	
第六条第六項	国勢調査指導員証及び国勢調査員証	委託管理団体証	
	市町村長	市町村長の意見を聴いて総務大臣	
第七条の見出し	国勢調査指導員及び国勢調査員	委託管理団体	
	国勢調査指導員及び国勢調査員	委託管理団体	
第七条第一項	それぞれ総務省統計	総務省統計局長の発行する委託管理団体証	
	国勢調査員	委託管理団体	

第七條第二項	局長の発行する国勢調査指導員証又は国勢調査員証	委託管理団体に所属する者
第七條第三項	その事務 国勢調査指導員証又は国勢調査員証	第十二條の三第一項の規定により委託管理団体が行うこととされている事務
第九條第一項第一号	国勢調査指導員証及び国勢調査員証又は国勢調査員等	委託管理団体又は委託管理団体等
第九條第一項第二号及び第三号、第十條第三項第二号及び第三号、第十一條第二項並びに第十二條第一項及び第三項	国勢調査指導員及び国勢調査員の候補者の推薦	委託管理団体となるべき法人その他の団体の推薦その他の委託管理団体の選定
第十五條第二項第五号	国勢調査指導員及び国勢調査員	委託管理団体

(連絡等に関する事務)

第十五條 都道府県知事は、第十一条の二第一項若しくは第二項、第十一条の三第二項若しくは第三項、第十二條第四項若しくは第五項又は第十二條の二の規定による事務(第六号において「第十一条の二第一項等の事務」という。)のほか、当該都道府県の区域内における国勢調査に関する事務のうち、次に掲げる事務を行う

こととする。

- 一 総務大臣、他の都道府県知事及び市町村長との連絡に関する事務
- 二 市町村長に対する調査票の用紙その他国勢調査のために必要な物品の送付に関する事務
- 三 国勢調査の広報に関する事務
- 四 市町村長の行う国勢調査に関する事務の実施状況の把握に関する事務
- 五 総務大臣に対する国勢調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務
- 六 第十一条の二第一項等の事務又は前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管並びに調査方法についての基礎調査に関する事務その他第十一条の二第一項等の事務又は前各号に掲げる事務に附帯する事務
- 2 市町村長は、第六条第三項から第六項まで、第七条第一項、第八条第一項若しくは第二項、第十一条、第十二条の二第一項、第十三条の三第三項から第六項まで、第十二条第二項、第十二条第三項等の事務」という。)のほか、当該市町村の区域内における国勢調査に関する事務のうち、次に掲げる事務を行うこととする。
  - 一 国勢調査指導員及び国勢調査員の候補者の推薦に関する事務
  - 二 国勢調査指導員及び国勢調査員の任命の辞令書の交付に関する事務
  - 三 国勢調査指導員及び国勢調査員の報酬及び費用の交付に関する事務
  - 四 都道府県知事及び他の市町村長との連絡に関する事務
  - 五 国勢調査指導員及び国勢調査員に対する調査票の用紙その他国勢調査のために必要な物品の送付に関する事務
  - 六 国勢調査の広報に関する事務
  - 七 都道府県知事に対する国勢調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務
  - 八 第六条第三項等の事務又は前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管並びに調査方法についての基礎調査に関する事務その他第六条第三項等の事務又は前各号に掲げる事務に附帯する事務

(事務の区分)

第十六条 第十一条の二第一項及び第二項、第十一条の三第二項及び第三項、第十二条第四項及び第五項、第十二条の二並びに前条第一項の規定により都道府県が行うこととされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 第六条第三項から第六項まで、第七条第一項、第八条第一項及び第二項、第十一条、第十一条の二第一項、第十一条の三第二項、第十二条第二項、第十二条第三項から第四項まで、第十二条の二第一項、第十三条第一項並びに前条第二項の規定により市町村が行うこととされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定

受託事務とする。

○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関をいう。

2・3 （略）

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

一 第五条第一項に規定する国勢統計

二・三 （略）

5 この法律において「統計調査」とは、行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 三 （略）

6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。

7 12 （略）

（国勢統計）

第五条 総務大臣は、本邦に居住している者として政令で定める者について、人及び世帯に関する全数調査を行い、これに基づく統計（以下この条において「国勢統計」という。）を作成しなければならない。

2 総務大臣は、前項に規定する全数調査（以下「国勢調査」という。）を十年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならない。ただし、当該国勢調査を行った年から五年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を行い、国勢統計を作成するものとする。

3 （略）

（統計調査員）

第十四条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の実施のため必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

(地方公共団体が処理する事務)  
第十六条 基幹統計調査に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長又は教育委員会が行うこととすることができる。

(命令への委任)

第五十六条の二 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、命令で定める。

○地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)

第二条 (略)

②⑧ (略)

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの(以下「第一号法定受託事務」という。)

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの(以下「第二号法定受託事務」という。)

⑩ この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。

⑪⑰ (略)

○地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)(抄)

(政令に定める法定受託事務)

第一条 政令に定める法定受託事務(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項に規定する法定受託事務をいう。)で同条第十項の政令に示すものは、第一号法定受託事務(同条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務をいう。第二百二十三条において同じ。)にあつては別表第一の上欄に掲げる政令について

それぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務（同法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務をいう。第二百二十四条において同じ。）にあつては別表第二の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりである。

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）  
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令	事務
(略) 国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）	(略) 一 第十一条の二第一項及び第二項、第十一条の三第二項及び第三項、第十二条第四項及び第五項、第十二条の二並びに第十五条第一項の規定により都道府県が行うこととされている事務 二 第六条第三項から第六項まで、第七条第一項、第八条第一項及び第二項、第十一条、第十一条の二第一項、第十二条第二項、第十二条第一項から第四項まで、第十二条の二第一項、第十三条第一項並びに第十五条第二項の規定により市町村が行うこととされている事務
(略)	(略)

○民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）（抄）

（定義）

- 第二条 この法律において「信書」とは、郵便法第四条第二項に規定する信書をいう。
- 2 この法律において「信書便」とは、他人の信書を送達すること（郵便に該当するものを除く。）をいう。
- 3 この法律において「信書便物」とは、信書便の役務により送達される信書（その包装及びその包装に封入される信書以外の物を含む。）をいう。
- 4 この法律において「一般信書便役務」とは、信書便の役務であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
- 一 長さ、幅及び厚さがそれぞれ四十センチメートル、三十センチメートル及び三センチメートル以下であり、かつ、重量が二百五十グラム以下の信書便物を送達するもの

- 二 国内において信書便物が差し出された日から四日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。）以内（信書便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域に宛てて差し出される場合にあつては、四日を超え最も経済的な通常の方法により当該地域に係る信書便物を送達する場合に必要な日数として総務省令で定める日数以内）に当該信書便物を送達するもの
- 5 この法律において「一般信書便事業」とは、信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であつて、その提供する信書便の役務のうち一般信書便役務を含むものをいう。
- 6 この法律において「一般信書便事業者」とは、一般信書便事業を営むことについて第六条の許可を受けた者をいう。
- 7 この法律において「特定信書便役務」とは、信書便の役務であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
  - 一 長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超える信書便物を送達するもの
  - 二 信書便物が差し出された時から三時間以内に当該信書便物を送達するもの
  - 三 その料金の額が八百円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超えるもの
  - 8 この法律において「特定信書便事業」とは、信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であつて、その提供する信書便の役務が特定信書便役務のみであるものをいう。
  - 9 この法律において「特定信書便事業者」とは、特定信書便事業を営むことについて第二十九条の許可を受けた者をいう。

（郵便法の適用除外）

第三条 郵便法第四条第二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 三 （略）

四 一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結した外国信書便事業者（外国の法令に準拠して外国において信書の送達の事業を行う者をいう。以下同じ。）が当該協定又は契約に基づき信書便物の送達を行う場合

（事業の許可）

第六条 一般信書便事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならない。

(事業の許可)

第二十九条 特定信書便事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならない。

○郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)(抄)

第四条(事業の独占)(略)

② 会社(契約により会社から郵便の業務の一部の委託を受けた者を含む。)以外の者は、何人も、他人の信書(特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。以下同じ。)の送達を業としてはならない。二以上の人又は法人に雇用され、これらの人又は法人の信書の送達を継続して行う者は、他人の信書の送達を業とする者とみなす。

③・④ (略)